



発行所 日本看護連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627
発行人 草間朋子

No. 391

2019年5月8日号



木村弥生衆議院議員が厚生労働委員会で質問

4月17日、衆議院厚生労働委員会において、木村弥生議員が女性活躍推進法案に関連する質問を行いました。その概要を紹介します。

●看護現場における患者・利用者およびその家族からのハラスメント対策

木村議員は、まず、看護現場における患者・利用者およびその家族からのハラスメントに関する実態調査について質問しました。吉田医政局長は、看護職の労災認定では精神障がい割合が多く、その中には暴力・暴言が原因と思われるものがあると指摘。これを受け、2019年度では、看護職が受ける暴力・ハラスメントに関する実態調査と、それを踏まえた医療機関におけるマニュアル作成の指針について研究すると述べました。

次に、看護職に対する患者等からのハラスメント対策として、具体的にどのような支援を行っているのか質問しました。たかがい恵美子厚生労働副大臣は、看護職がハラスメント被害を受ける割合が多い中、国はガイドラインや手引を策定するなど、医療機関に対して、ハラスメントについても相談窓口の設置、対応マニュアルの整備、研修の実施など取り組みを促すとともに、ハラスメント対策の情報提供を行っていると答えました。

また、木村議員は「看護職の人材確保の促進に関する法律」（人確法）にハラスメント対策を明記すべきという意見に対する見解を求めました。根本匠厚生労働大臣は、患者・家族などからのハラスメントは、医療機関外の相手との関係の問題であり、人確法でその対策を義務付けることは難しいが、ハラスメント被害者への支援や国民への啓発を推進していくと答えました。

●ナースプラクティショナー制度について

木村議員は「医師の働き方改革に関する検討会の報告書」においてタスクシフティングの必要性が記載されたことに関連して、ナースプラクティショナー制度の実現について質問しました。吉田医政局長は、まずは特定行為研修制度を推進するために、研修を受けた看護師が在宅や手術後の患者に必要な一定の診療の補助行為を行うことができるように制度を見直すと述べ、そのうえでナースプラクティショナーについて検討を進めたいと答えました。

●セクシャルハラスメントに関連する問題

木村議員は、まず、都道府県に設置されている性犯罪、性暴力の被害支援のためのワンストップ支援センターは、他の行政機関との密な連携が必要と考えられるが、これについて厚労省の見解を求めました。小林雇用環境・均等局長は、職場のセクシュアルハラスメントについて、被害者の救済を図るうえで、性犯罪、性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターなど他の機関との連携を図っていくことは重要であると答えました。

木村議員は、DVについては、婦人相談員の役割が非常に重要であるが、その適切な配置がなかなかされていないと指摘し、今、婦人相談員の配置や人員等の現状についての実態把握されているのか質問しました。濱谷子ども家庭局長は、婦人相談員は、平成29年4月1日現在、全国に1447名が配置されていると答えました。ただ、配置の根拠が売春防止法であり、市・特別区については任意設置のため、市・特別区では、現状、配置率が4割にとどまっていると述べました。

木村議員は、LGBTの性的指向や性自認を本人の意に反して公にする、いわゆるアウトティングはパワーハラスメントに含まれると指針で明示すべきという意見について厚労省の意見を質しました。小林雇用環境・均等局長は、本人の意に反して公にしたり、これにより精神的な苦痛を与えた場合にはパワーハラスメントに該当し得ると答えました。

さらに木村議員は、性的指向や性自認に関する言動によるパワーハラスメントの実態把握について厚労省の見解を求めました。小林局長は、2019年度に、性的指向、性自認に関する実態あるいは企業の取組事例等について調査し、公表する予定であり、こうした取組を通じて、職場における性的指向、性自認に関する正しい理解を促進し、多様性を受け入れる職場環境の整備を進めてまいりたいと答えました。

※この模様は衆議院インターネット審議中継でご覧になれます